第三百二十四条第一項中「システム企画調整室（函館税関、東京税関及び長崎税関を除く。）」を削り、同条第二項中「特別関税調査官（函館税関及び長崎税関」を「特別関税調査官（長崎税関」に、「、総括情報管理官（東京税関に限る。）及び総括システム企画調整官（東京税関に限る。）」を「及び総括情報管理官（東京税関に限る。）」に改め、同条第三項中「、総括情報管理官及び総括システム企画調整官」を「及び総括情報管理官」に改め、同項の表を次のように改める。

	統括調査官	特別関税調査官	統括審理官	特別審理官	総括情報管理官
函館税関	二人	一人	一人	—	—
東京税関	三十九人	七人	十一人	二人	一人
横浜税関	二十人	六人	七人	四人	—
名古屋税関	十三人	三人	四人	三人	—
大阪税関	十七人	七人	八人	二人	—
神戸税関	十四人	七人	六人	四人	—
門司税関	五人	一人	三人	二人	—
長崎税関	三人	—	二人	—	—
合　計	百十三人	三十二人	四十二人	十七人	一人

第三百二十八条中「第三百三十三条」を「第三百三十二条」に改める。

第三百二十条を削る。

第三百二十一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六　輸出された貨物に関する調査及び検査に関すること。

第三百二十一条第二項中「第四号」を「第三号」に改め、同条を第三百三十条とする。

第三百二十二条中「第二号及び第四号から第六号」を「第一号及び第三号から第五号」に改め、同条を第三百三十一条とする。

第三百二十三条を第三百三十二条とし、第三百三十四条を第三百三十三条とし、第三百三十五条を第三百三十四条とする。

第三百三十六条を削る。

第三百三十七条を第三百三十五条とする。

第三百三十八条第三項中「第三百三十五条」を「第三百三十四条」に改め、同条を第三百三十六条とする。

第三百三十九条を削る。

第三百四十条第一項中「五百七十一人」を「五百二人」に改め、同条第二項中「第三百三十条、第三百三十一条第一項各号、第三百三十二条、第三百三十五条各号及び第三百三十六条各号」を「第三百三十条第一項各号、第三百三十一条及び第三百三十四条各号」に改め、同条を第三百三十七条とする。

第三百四十一条第一項中「百八十四人」を「百九十人」に改め、同条第二項中「第三百三十三条第一項各号及び第三百三十四条」を「第三百三十一条第一項各号及び第三百三十三条」に改め、同条を第三百三十八条とする。

第三百四十二条を次のように改める。

第三百三十九条から第三百四十二条まで　削除

第三百四十三条第四項中「税関支署、税関出張所及び税関支署出張所」を「税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所」に改め、同条第八項中「名古屋税関中部空港税関支署に、次長三人」を「東京税関羽田税関支署及び名古屋税関中部空港税関支署に、次長それぞれ三人」に改める。

第三百六十条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六　輸出された貨物に関する調査及び検査に関すること。

第三百六十一条第一項及び第二項中「第三百三十二条」を「第三百三十一条」に改める。

第三百七十四条を削る。

第三百七十三条を第三百七十四条とし、第三百六十四条から第三百七十二条までを一条ずつ繰り下げ、第三百六十三条の次に次の一条を加える。

（システム企画調整官）

第三百六十四条　沖縄地区税関に、システム企画調整官一人を置く。

2　システム企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち沖縄地区税関長が指定するものを処理し、及び調査官の行う事務を総括する。

一　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第二号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。

二　沖縄地区税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち沖縄地区税関長の指定するもの。

第三百七十八条第一項中「十人」を「十一人」に改め、同条第二項中「第三百七十三条第二項及び第三百七十四条第二項各号」を「第三百六十四条第二項各号及び第三百七十四条第二項」に改める。

第四百十条第一項中「百七十八人」を「百八十人」に改める。

第四百二十八条中「四十人」を「三十九人」に改める。

第四百六十七条第二項中「仙台国税局、東京国税局」の下に「、大阪国税局」を加え、第三項の表関東信越国税局の項統括国税実査官の欄中「一人　一人」を「二人　一人」に改め、同表東京国税局の項審理官の欄中「一」を「一人　一」に改め、同表大阪国税局の項審理官の欄中「—」を「一人　—」に改め、同表合計の項中「八人」を「十人」に、「十八人」を「十九人」に改める。

第四百六十八条の二中「東京国税局」の下に「及び大阪国税局」を加える。

第四百七十二条中第七号を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げるもののほか、札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第五百五十三条第一号及び第二号に掲げる事務のうち所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税に係るもので、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

二　課税第二部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四百七十七条の二第二項中「第一号」を「各号」に、「つかさどる」を「分掌する」に改め、同条に次の一項を加える。

3　大阪国税局の審理官は、第四百六十八条の二第一号に掲げる事務のうち国税局長が指定するものをつかさどる。

第四百八十二条第一項中「六十八人」を「六十六人」に改める。

第四百八十五条第一項中「二千九百三十三人」を「二千十四人」に改め、同条第二項中「、第八号及び第九号」を「から第六号まで、第八号、第九号及び同条第二項」に、「第四百七十二条第二号及び第四号から第六号まで」を「第四百七十二条第一項第二号、第四号から第六号まで及び同条第二項第一号」に改め、同条第三項を削る。